

福岡医発第 3018 号 (地)
令和 3 年 2 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福津市子ども医療費・重度障がい者医療費支給制度の改正について

今般、福岡県子ども医療費支給制度の改正に伴い、福津市の子ども医療費支給制度及び重度障がい者医療費支給制度を下記のとおり改正し、本年 4 月 1 日診療分より適用する旨、同市より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、同市役所市民部保険年金医療課医療係（0940-43-8128）までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

記

<子ども医療費支給制度>

		改正前			改正後（令和 3 年 4 月 1 日から）
中 学 生	通 院	助成なし		通 院	一部自己負担金 1 月当たり 1,600 円を限度 ※ 1 医療機関ごと (薬局を除く)
	入 院	一部自己負担金 1 日当たり 500 円 (月 7 日限度) ※ 1 医療機関ごと (薬局を除く)		入 院	変更なし

※出生から小学 6 年生までの通院・入院の自己負担額の変更はなし。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

<重度障がい者医療費支給制度>

- ・入院時の自己負担日数

小学6年生まで月7日限度 → 中学3年生まで月7日限度

- ・精神病床への入院に係る費用

小学6年生まで助成対象 → 中学3年生まで助成対象

以上



2福保第1009号
令和3年2月17日

公益社団法人 福岡県医師会
会長 松田 峻一良 様

福津市長 原 崎 智 仁
(保険年金医療課医療係)



福津市子ども医療費・重度障がい者医療費支給制度の改正について

貴職におかれましては益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

日頃から本市の医療費支給事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、本市の子ども医療費支給制度及び重度障がい者医療費支給制度を改正し、令和3年4月1日診療分から適用いたします。

つきましては、制度改正にご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正内容につきましては、下記及び別添のとおりです。

よろしく願いいたします。

記

●子ども医療費支給制度

令和3年4月から中学生の通院も対象となります。中学生の自己負担額は、1月当たり1,600円を限度（1医療機関ごと、薬局を除く）とします。なお、0歳から小学6年生までの通院及び入院、中学生入院の自己負担額変更はありません。

●重度障がい者医療費支給制度

令和3年4月から入院時の自己負担日数が、中学3年生まで月7日限度（今までは小学6年生まで月7日限度）となります。

また、精神病床への入院に係る費用についても、中学3年生まで助成対象（今までは小学6年生まで）となります。

【問い合わせ先】

福津市役所 市民部

保険年金医療課 医療係

担当：内兼久^{うちかねく}、吉田

Tel 0940-43-8128（直通）

Fax 0940-43-8154

令和3年4月1日から

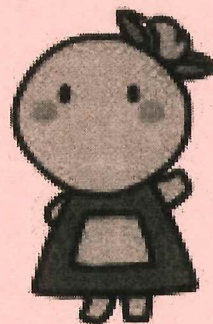
福津市の子ども医療証が

変わります



福津市発行の子ども医療証

福岡県の子ども医療費支給制度改正により
中学生の通院も対象になります！



福津市の古墳キャラクター
『ふんちゃん』

令和3年3月31日まで

中学生	通院	助成なし
	入院	一部自己負担金 1日当たり500円 (月7日限度) ※1医療機関ごと (薬局を除く)



令和3年4月1日から

中学生	通院	一部自己負担金 1月当たり1,600円 を限度 ※1医療機関ごと (薬局を除く)
	入院	変更なし

※出生から小学6年生までの通院、入院の自己負担額変更はありません。

令和3年4月1日から、重度障がい者医療証も変わります
入院時の自己負担日数が中学3年生まで月7日限度となります。
また、精神病床への入院に係る費用についても中学3年生まで助成対象となります。

お問合せ先 福津市 保険年金医療課 医療係 Tel.0940-43-8128